

機械設備点検・整備 共通仕様書

平成 28 年 12 月

広島高速道路公社

第 1 章 総則

第 1 節	総則	1
1-1-1	適用	1
1-1-2	用語の定義	1
1-1-3	業務責任者等	4
1-1-4	支給品及び貸与品	4
1-1-5	発生品	5
1-1-6	産業廃棄物等	5
1-1-7	調査・試験に対する協力	5
1-1-8	履行管理	5
1-1-9	規格値	6
1-1-10	使用材料の品質	6
1-1-11	機器及び材料の承諾	7
1-1-12	業務中の安全確保	7
1-1-13	爆発及び火災の防止	10
1-1-14	後片付け	10
1-1-15	環境対策	10
1-1-16	交通安全管理	11
1-1-17	諸法令等の遵守	11
1-1-18	官公庁等への手続き	13
1-1-19	受注者相互の協力	13
1-1-20	監督員	13
1-1-21	監督員の決定と指示に関する紛争	14
1-1-22	現場技術員	14
1-1-23	履行時期及び履行時間の変更	14
1-1-24	機械設備（又は施設）の操作	14
1-1-25	疑義	15
1-1-26	受注者による発注者の図面の使用	15
1-1-27	発注者の誤謬	15
1-1-28	設計図書の照査等	15
1-1-29	守秘義務	15
1-1-30	暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除	16
第 2 節	提出書類	16
1-2-1	一般事項	16
1-2-2	提出図書	17
1-2-3	点検・整備業務計画書	17
1-2-4	履行体系図	18

	1-2-5	点検・整備業務報告書	18
	1-2-6	業務履行写真	18
第 3 節	設計図書の変更		18
	1-3-1	設計図書の変更等	18
第 4 節	業務の中止		19
	1-4-1	業務の一時中止	19
第 5 節	業務期間の変更方法		19
	1-5-1	業務期間変更	19
第 6 節	確認及び検査		20
	1-6-1	監督員による確認及び立会等	20
	1-6-2	検査	20
第 7 節	保険等		21
	1-7-1	保険の付保及び事故の補償	21
第 2 章	機器及び材料		
第 3 章	共通履行		
第 1 節	点検		23
	3-1-1	目的	23
	3-1-2	点検方法	23
	3-1-3	点検作業	23
	3-1-4	点検記録の作成	24
	3-1-5	計測器具等	24
第 2 節	管理運転点検・目視点検・月点検		24
	3-2-1	一般事項	24
	3-2-2	管理運転点検	25
	3-2-3	目視点検	25
	3-2-4	月点検	25
	3-2-5	点検方法及び項目	25
第 3 節	年点検		26
	3-3-1	一般事項	26
	3-3-2	点検項目	26
第 4 節	運転時点検		26
	3-4-1	一般事項	26
	3-4-2	点検項目	26
第 5 節	臨時点検		26
	3-5-1	一般事項	26

	3-5-2	点検項目	-----26
第 6 節	整備		----- 27
	3-6-1	目的	-----27
	3-6-2	整備方法	-----27
	3-6-3	整備作業	-----27
	3-6-4	整備記録の作成	-----27
第 7 節	定期整備		----- 28
	3-7-1	一般事項	-----28
	3-7-2	整備内容	-----28
第 8 節	保全整備		----- 28
	3-8-1	一般事項	-----28
	3-8-2	整備内容	-----28
第 4 章	揚排水ポンプ設備		
第 1 節	通則		----- 29
	4-1-1	適用	-----29
	4-1-2	一般事項	-----29
	4-1-3	点検要領	-----29
第 5 章	トンネル換気設備・非常用施設		
第 1 節	通則		----- 32
	5-1-1	適用	-----32
	5-1-2	一般事項	-----32
	5-1-3	点検要領	-----32
第 6 章	消融雪設備		
第 1 節	通則		----- 34
	6-1-1	適用	-----34
	6-1-2	一般事項	-----34
	6-1-3	点検要領	-----34
第 7 章	道路排水設備		
第 1 節	通則		----- 36
	7-1-1	適用	-----36
	7-1-2	一般事項	-----36
	7-1-3	点検要領	-----36

第 8 章	共同溝付帯設備	
第 1 節	通則	37
8-1-1	適用	37
8-1-2	一般事項	37
8-1-3	点検要領	37

第 9 章	遠方監視操作制御設備	
第 1 節	通則	38
9-1-1	適用	38
9-1-2	一般事項	38
9-1-3	点検要領	38

機械設備点検・整備

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1-1-1 適用

1. 機械設備点検・整備共通仕様書（以下「**共通仕様書**」という。）は、広島高速道路公社が発注する揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備道路排水設備、共同溝付帯設備、遠方監視操作制御設備等の点検・整備業務（以下「**業務**」という。）の履行に必要な事項を定めたもので、委託契約書、広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）（以下「**契約約款**」という。）、契約特約事項及び**設計図書**の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. **受注者**は、**共通仕様書**の適用にあたっては、広島高速道路公社会計規程及びその他の法令に従った監督・検査体制のもとで信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。また、**受注者**はこれら監督、検査にあたっては、広島高速道路公社契約細則に基づくものであることを認識しなければならない。
3. **契約図書**は相互に補完し合うものとし、**契約書**及び**設計図書**のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. **特記仕様書**又は**共通仕様書**の間に相違がある場合は、**受注者**は**監督員**に**通知**し、確認や**指示**を受けなければならない。
5. 単位については **SI** 単位とし、**監督員**が必要と認めた場合は **SI** 単位と非 **SI** 単位とを併記し、（）内を非 **SI** 単位とする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「**発注者**」とは、広島高速道路公社理事長をいう。
2. 「**受注者**」とは、業務の実施に関し、**発注者**と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「**監督員**」とは、**契約図書**に定められた範囲内において**受注者**又は**業務責任者等**に対する**指示**、**承諾**又は**協議**の職務等を行う者で、契約約款第 9 条第 2 項に規定する者であり、**総括監督員**、**主任監督員**、**一般監督員**を総称していう。**受注者**には主として**主任監督員**及び**一般監督員**が対応する。

4. 「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 「主任監督員」とは、現場監督統括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、及び関連業務の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 「一般監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査員」とは、契約約款第30条第2項の規定に基づき、業務の完了を確認するために発注者が定めた者をいう。
8. 「業務責任者等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約約款第10条第1項に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、委託契約書、契約約款及び契約特約事項をいう。
11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。
12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
13. 「共通仕様書」とは、機械設備（又は施設）の点検・整備を行ううえで必要な技術的要求のうち、あらかじめ定型的な業務内容を盛り込み作成したものをいう。
14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務固有の技術的要求及び特別な事項を定める図書をいう。
15. 「業務に関する説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。
16. 「質問回答書」とは、業務に関する説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
17. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
18. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

19. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に関わる事項（状況又は結果）について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が、書面により業務上の行為に同意することをいう。
22. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
23. 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
24. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。
- 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
25. 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
26. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。
27. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために業務責任者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
28. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
29. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、契約図書に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
30. 「納品」とは、受注者が監督員に業務完了時に成果物を納めることをいう。
31. 「受理」とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
32. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは受注者が示した資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
33. 「立会」とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

34. 「**同等以上の品質**」とは、**設計図書**で指定する品質、又は**設計図書**に指定がない場合には、**監督員が承諾**する試験機関の品質確認を得た品質又は**監督員の承諾**した品質をいう。
35. 「**現場**」とは、業務を履行する場所、業務の履行に必要な場所及び**設計図書**に明確に指定される場所をいう。
36. 「**SI**」とは、国際単位系をいう。
37. 「**JIS 規格**」とは、日本工業規格をいう。
38. 「**点検**」とは、機械設備（又は施設）の損傷ないし異常の発見、機能良否等の確認及び記録をいい、目視、機器等による計測、作動テスト等による確認から、点検記録作成までの一連の作業をいう。また、機械設備を個別、総合的に動作させて実施する点検（管理運転）及び不具合確認箇所の改善内容立案を含むものとする。
ただし、高度な技術を必要とする改善内容の立案については対象外とする。
39. 「**整備**」とは、機械設備（又は施設）の機能維持のために定期的又は点検結果に基づき実施する調整、給油、部品交換及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。
40. 「**設計書**」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

1-1-3 業務責任者等

1. **受注者**は業務における**業務責任者等**を定め、**契約図書**に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
2. **業務責任者等**は、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。

1-1-4 支給品及び貸与品

1. **受注者**は、支給品及び貸与品について、その受渡状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数を明らかにしておかなければならない。
2. **受注者**は、業務完了時（完了前であっても、業務の履行上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品精算書を**監督員に提出**しなければならない。
3. **受注者**は、契約約款第 14 条第 1 項又は**設計図書**に基づき支給品及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに**監督員に提出**しなければならない。
4. **受注者**は、契約約款第 14 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、**設計図書**又は**監督員の指示**によるものとする。
5. **受注者**は、契約約款第 14 条第 4 項又は**設計図書**に定める「不用となった支給品又は貸与品の返還」については、**監督員の指示**に従うものとする。

なお、**受注者**は、返還が完了するまで支給品及び貸与品の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は**受注者**の負担とする。

1-1-5 発生品

受注者は、業務の履行によって生じた発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-1-6 産業廃棄物等

1. 受注者は、廃油等の産業廃棄物が搬出される業務にあたっては産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに写しを監督員に提示しなければならない。
2. 受注者は、建設副産物適正処理実施要領（広島高速道路公社制定，平成 15 年 6 月 26 日改正），再生資源利用促進実施要領（広島高速道路公社制定，平成 15 年 6 月 26 日改正），建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達，平成 18 年 6 月 12 日付），建設汚泥再生利用マニュアル〔中国地方版〕（中国地方建設副産物対策連絡委員会発行，平成 20 年 5 月），広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針（広島市通知，平成 20 年 3 月 31 日付）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
3. 受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を履行現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、点検・整備業務計画書に含め監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を履行現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、点検・整備業務計画書に記載しなければならない。
5. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、業務完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

1-1-7 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

1-1-8 履行管理

1. 受注者は、業務の履行にあたっては、点検・整備業務計画書に示される作業手順に従って業務を履行しなければならない。また、点検が設計図書に適合するよう十分な履行管理を行わなければならない。
2. 受注者は、契約図書に適合するよう業務を履行するために、自らの責任において、履行管理体制を確立しなければならない。

3. 受注者は、設計図書又は監督員の指示したもの（特に指示のない場合は、「機械工事施工管理基準（案）国土交通省」）により履行管理を行うものとする。
 なお、「機械工事施工管理基準（案）国土交通省」に定めのないものについては、監督員と協議のうえ、履行管理を行うものとする。
4. 受注者は、業務の履行にあたっては、当該機械設備（又は施設）の点検を着実にを行うとともに、点検の結果、異常が確認されない場合であっても、設備の機能及び安全上において十分満足した状態であるか常に意識し、当該機械設備（又は施設）の信頼性確保に努めるものとする。

1-1-9 規格値

品質及び出来形の規格値は、設計図書又は監督員の指示したもののほか、「機械工事施工管理基準（案）国土交通省」によるものとする。

1-1-10 使用材料の品質

1. 受注者は、業務の対象物となる機器及び材料については設計図書に記載した最新の品質規格によらなければならない。
 ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
2. 受注者は、業務に使用する機器及び材料については、設計図書に明示された形状、寸法、品質、性質、機能等を有しているもので、かつ、錆、腐食、変質、変形等の異常がないものとしなければならない。
3. 受注者は、設計図書に規定されていない機器及び材料については、次の規格又はこれと同等以上の品質を有しているものとしなければならない。また、平成 12 年 5 月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の追加等の概要（案）に示めされているものを優先的に使用するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資材とすることが出来る。

ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電機工業会規格（JEM）
- (4) 電池工業会規格（SBA）
- (5) 日本電線工業会規格（JCS）
- (6) 日本溶接協会規格（WES）
- (7) 日本水道協会規格（JWWA）
- (8) 日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）

(9) 空気調和・衛生工学会規格 (SHASE)

1-1-11 機器及び材料の承諾

1. 受注者は、設計図書に明示された以外の機器及び材料を使用する場合は、あらかじめ書面により監督員の承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、設計図書により見本又は資料の提出を義務づけられている材料は、使用前に見本又は資料を提出し監督員の承諾を受けなければならない。

1-1-12 業務中の安全確保

1. 関連諸法令・基準等の遵守

- (1) 受注者は、業務の履行中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等に係わる作業については労働安全衛生規則（労働省令第 32 号）、クレーン等安全規則（労働省令第 34 号）、又は電気設備技術基準（通産省令第 61 号）等に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (2) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達，平成 21 年 3 月 31 日）」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達，平成 17 年 3 月 31 日）」を参考にし、常に履行の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- (3) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達，平成 5 年 1 月 12 日）」を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- (4) 監督員が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

2. 安全履行計画

- (1) 受注者は、業務の履行に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

- (2) 受注者は、履行計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び出水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、履行方法及び履行時期を決定しなければならない。

3. 現場周辺への安全確保

- (1) **受注者**は、業務の履行中、**監督員**及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の行為をしてはならない。
- (2) **受注者**は、履行箇所及びその周辺にある既設構造物に対して支障を及ぼさないよう適切な措置を施さなければならない。
- (3) **受注者**は、事故防止のため業務の履行現場に業務関係者以外が立ち入らないよう、必要に応じ板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止等の標示板を設けるなど必要な処置を講じなければならない。
- (4) **受注者**は、作業期間中に履行区域及びその周辺の安全巡視及び監視又は連絡を行い安全を確保しなければならない。
- (5) **受注者**は、業務期間中、作業中断時及びその日の業務終了時等、作業現場を離れる場合には、当該機械設備（又は施設）の機能確保の確認を行わなければならない。

なお、業務内容により、機能確保の困難な作業期間等において**監督員**の**承諾**を得た場合にはこの限りではない。

4. 作業中の安全確保

- (1) **受注者**は、豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報などに十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。また、作業期間中において、降雨等により出水の情報を**監督員**から受けた場合は、直ちに復旧作業を行い、設備の運転操作が可能な状態にしなければならない。
なお、復旧の程度については、**監督員**の**指示**によるものとする。
- (2) **受注者**は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び**監督員**に**連絡**しなければならない。
- (3) **受注者**は、作業中災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業員を待避させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うものとする。

5. 作業現場の安全確保

受注者は、その他業務に係わる下記の事項については、必要な処置をとらなければならない。

- (1) **点検・整備**作業にあたっては、機械設備の運転停止や通電停止、起動装置の施錠などの安全措置を作業内容に応じて適切に講じなければならない。
- (2) 高所作業を行う場合は、足場や手摺を確保する等の方法により安全な作業床を設けるとともに、墜落、転倒等を防止するため安全帯の着用等、必要な処置をとらなければならない。
- (3) 水上作業を行う場合には、救命衣を着用し、必要な救命具を備えておくとともにその他必要な処置をとらなければならない。

- (4) 水中作業を行う場合には、適切な潜水方法を選択し十分な装備を備えるとともに、作業中は専任の監視員を配置する等の必要な処置をとらなければならない。
- (5) 通風不十分な環境において作業を行う場合には、十分な換気の措置を講じるとともに、保護具を使用する等の必要な処置をとらなければならない。
- (6) 照明不十分な場所において作業を行う場合には、十分な照明の措置を講じるとともに、保護具を使用する等の必要な処置をとらなければならない。

6. 安全教育

受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に現場作業に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、**点検**を実施しない月がある場合においては、当該月の安全教育を省略できるものとする。

点検・整備業務計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な安全管理計画を策定し、**監督員**に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は点検・整備業務報告等に記録した資料を整備・保管し、**監督員**の請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

また、新規作業員入場の際は、随時、安全に関する教育を実施するものとする。

7. 関係機関との連絡及び調整等

- (1) **受注者**は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、履行中の安全を確保しなければならない。
- (2) **受注者**は、履行現場が隣接し又は同一場所において別途業務（又は工事）がある場合は、受注業者間の安全履行に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。

8. 標示板の設置

受注者は、業務の履行現場の一般通行人の見易い場所に業務名、期間、事業主体名、受注者名、電話番号を記入した標示板を設置するものとする。

ただし、一般通行人が通行することのない**現場**かつ短時間で業務が完了するものについては、**監督員の承諾**を得て省略できるものとする。

9. 臨機の措置

受注者は、第 4 項に基づき臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに**監督員**に報告しなければならない。

10. 事故報告

受注者は、業務の履行中に、人身事故及び第三者に損害を与えた事故、又は機械設備（又は施設）や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合には、直ちに**監督員**に報告するとともに、**監督員**が指示する様式により事故報告書を速やかに**監督員**に提出し、**監督員**から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-1-13 爆発及び火災の防止

1. **受注者**は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発物等の危険物に対する防止の措置を講じなければならない。
2. **受注者**は、草刈等により発生した草等を野焼きしてはならない。
3. **受注者**は、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
4. **受注者**は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1-1-14 後片付け

受注者は、業務の完了に際して、一切の**受注者**の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、**現場**及び業務にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、**検査**に必要な足場、はしご等は、**監督員**の指示に従って存置し、検査終了後、撤去するものとする。

なお、このための費用は**受注者**の負担とする。

1-1-15 環境対策

1. **受注者**は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）」、関係法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、履行計画及び業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. **受注者**は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ**監督員**に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、**受注者**は、1-1-18 官公庁等への手続き 第 6 項及び第 8 項の規定に従い対応しなければならない。

3. **監督員**は、業務の履行に伴い、第三者への損害が生じた場合には、**受注者**に対して、**受注者**が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を**監督員**に提出しなければならない。

1-1-16 交通安全管理

1. **受注者**は、運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。
 なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第 27 条によって処置するものとする
2. **受注者**は、特殊車両の通行にあたっては、車両による土砂、資材及び機械などの輸送を伴う業務については、道路管理者及び所轄警察署と事前に協議を行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
3. **受注者**は、供用中の公共道路に係る業務の履行にあたっては交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行ない許可を受けるとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第 4 号、平成 26 年 5 月 26 日改正）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通達、平成 18 年 3 月 31 日）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。
4. **受注者**は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業が中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

1-1-17 諸法令等の遵守

1. **受注者**は業務の履行にあたり、関係する諸法令、基準等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は**受注者**の責任と費用負担において行わなければならない。
 なお、主な法令・基準等は以下に示すとおりである。

法令

- (1) 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (4) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (6) 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- (7) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

- (8) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (11) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- (12) 出入国管理及び難民認定法（平成 3 年法律第 94 号）
- (13) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (14) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (15) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- (16) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 186 号）
- (17) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (18) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
- (19) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (20) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (21) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (22) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (23) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- (24) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (25) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (26) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (27) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (28) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (29) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (30) 建設リサイクル法（平成 12 年法律第 104 号）
- (31) じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- (32) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）

基準等

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 日本電機工業会規格（JEM）
- (3) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
- (4) 機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- (5) 機械工事塗装要領（案）同解説（国土交通省）
- (6) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- (7) 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- (8) 電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）
- (9) 自家用電気工作物保安規程（経済産業省）
- (10) 国土交通省河川砂防技術基準（案）（国土交通省）

2. **受注者**は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、**発注者**に及ばないようにならなければならない。

3. **受注者**は、当該業務の計画、**図面**、**仕様書**及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに**監督員**と**協議**しなければならない。

1-1-18 官公庁等への手続き

1. **受注者**は、業務期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. **受注者**は、業務の履行にあたり、**受注者**の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。
ただし、これにより難い場合は**監督員**の**指示**を受けなければならない。
3. **受注者**は、諸手続きにおいて、許可、承諾等を得た時はその書面の写しを**監督員**に**提示**しなければならない。
なお、**監督員**から請求があった場合は写しを**提出**しなければならない。
4. **受注者**は手続き許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。
なお、**受注者**は許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、**監督員**と**協議**しなければならない。
5. **受注者**は、業務の履行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. **受注者**は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、**受注者**が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
7. **受注者**は、地方公共団体、地域住民等と業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。**受注者**は、交渉に先立ち、**監督員**に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
8. **受注者**は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時**監督員**に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1-1-19 受注者相互の協力

受注者は、隣接業務（又は工事）又は関連業務（又は工事）の受注業者と相互に協力し、履行しなければならない。また、他事業者が施工する関連業務（又は工事）が同時に履行される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-20 監督員

1. 当該業務における**監督員**の権限は、契約約款第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. **監督員**がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は**監督員**が**受注者**に対し口頭による指示等を行えるものとする。
口頭による指示等が行われた場合には、後日**書面**により**監督員**と**受注者**の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-21 監督員の決定と指示に関する紛争

1. 受注者が監督員の指示内容に異議又は疑義を有する場合には、その指示書の受領後 15 日間以内に、理由を文書にて監督員に通知するものとする。監督員はさらに 15 日以内に、かかる決定又は指示の確認、取消又は変更の理由を記して受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、監督員の処置に同意できないか、又は監督員が規定された期日内に受注者に回答しなかった場合、受注者は発注者にこの主旨を通知して円満な解決を図ることを要請することができる。かつ、円満な解決が図られない場合仲裁に付託することができるものとする。

1-1-22 現場技術員

受注者は、設計図書で、建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号による。

1. 現場技術員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
ただし、現場技術員は契約約款第 9 条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等が、現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
3. 監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-23 履行時期及び履行時間の変更

1. 受注者は、設計図書に履行時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に履行時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。
ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

1-1-24 機械設備（又は施設）の操作

1. 受注者は、業務の履行に伴い、機械設備（又は施設）の運転・操作を必要とする場合は、事前に監督員の承諾を受けるものとする。
なお、運転・操作終了時又は緊急時においては、設備を所定の状態に戻すこととする。
ただし、点検前の状態に戻すことが設備の安全上、機能上好ましくない場合は監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、業務の履行に伴い自家用電気工作物の運転・操作を必要とする場合は、事前に自家用電気工作物保安規程で定める電気主任技術者の監督・指導を受けるものとする。

1-1-25 疑義

受注者は、仕様書等について疑義がある場合は、速やかに監督員に報告し、協議のうえ、決定するものとする。

1-1-26 受注者による発注者の図面の使用

受注者は、発注者又は監督員から提供された設計図書及びその他追加資料を、発注者の同意を得ないで、業務の履行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

1-1-27 発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び設計変更の指示事項に対して責任を負うものとする。また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、設計変更を必要とする場合、契約約款第 18 条に基づき業務委託料の変更を行うものとする。

1-1-28 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合受注者に図面を貸与することができる。
ただし、共通仕様書、「機械工事施工管理基準（案）国土交通省」等、市販又は公表されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、履行前及び履行途中において、設計図書の照査を行い、下記に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
 - (1) 仕様書、図面、設計書、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等、契約図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することの出来ない特別な状態が生じたこと。

1-1-29 守秘義務

受注者は、点検・整備の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1-1-30 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

1. 責任者の配置

委託契約を締結した営業所に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 14 条第 1 項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに、同条第 2 項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに提出すること。

2. 不当介入

暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

3. 排除対策

発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

4. 工程の遅れ

排除対策を講じたにもかかわらず、業務期間の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこととする。

5. 業務期間延長

発注者と工程に関する協議を行った結果、業務期間に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第 21 条の規定により、発注者に業務期間の延長変更の請求を行うこととする。

6. 被害届

暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に届け出なければならない。

7. 被害届受理証明書

当該被害により、業務期間の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこととする。その結果、業務期間に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第 21 条の規定により、発注者に業務期間の変更延長の請求を行うこととする。この請求には被害届受理証明書を添付することとする。

第 2 節 提出書類

1-2-1 一般事項

1. 受注者は、契約約款及び設計図書に基づいて関係書類を指定期日までに監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 受注者は、提出書類の内容に変更を生じた場合は、その都度変更書類を提出しなければならない。

3. 受注者は、監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。
4. 受注者は点検・整備の種類や規模等により提出することが不要と判断できる書類は、監督員の承諾を受けたうえで提出を省略できるものとする。
5. 監督員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

1-2-2 提出図書

共通仕様書に基づき提出する図書は、次のとおりとする。

1. 業務着手前に提出するもの
 - (1) 点検・整備業務計画書
 - (2) その他仕様書に記載したもの
2. 業務完了時に提出するもの
 - (1) 点検・整備業務報告書
 - (2) 業務履行写真
 - (3) その他仕様書に記載したもの

1-2-3 点検・整備業務計画書

1. 受注者は、業務着手前に本業務を履行するために必要な手順等についての点検・整備業務計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、業務計画書を遵守し、業務の履行に当たらなければならない。

受注者は点検・整備業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 計画工程表
- (3) 業務履行要領（点検・整備要領、管理基準）
- (4) 設備仕様一覧表
- (5) 業務組織表
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 工程管理
- (8) 写真管理
- (9) 安全管理
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 産業廃棄物の適正処理方法
- (13) その他

2. 履行体系図

受注者は、業務の作業区分を表示した体系図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-2-4 点検・整備業務報告書

- 1-2-2 業務完了時に提出するもの に定める点検・整備業務報告書は設備・機器の現状、状況変化やデータ経過等が把握できるよう作成するものとし、次の事項について記載する。

記入様式等は監督員の指示するもの、又は監督員の承諾を受けたものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施工程表
- (3) 点検・整備記録（点検項目、判定、処置内容、改善内容、整備内容、補修方法他）
- (4) 不具合箇所
- (5) 計測記録、運転記録
- (6) 交換部品等
- (7) 予備品リスト
- (8) その他

- 高度な技術を必要とする補修方法の提案については対象外とする。ただし、仕様書等に作業指示がある場合はこの限りでない。

1-2-5 業務履行写真

受注者は、実施した業務の履行内容等について、写真を撮影し、監督員に提出しなければならない。

第 3 節 設計図書の変更

1-3-1 設計図書の変更等

- 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った業務の変更指示に基づき、発注者に変更することをいう。
- 業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合において、発注者と受注者の協議のうえ、設計変更並びに業務委託料の変更を行う。
- 業務委託料の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。
 - (1) 監督員の指示により、設計図書に示された業務条件業務内容の変更を行った場合、発注者と受注者の協議のうえ指示した日を基準日とし変更するものとする。
 - (2) 業務委託料の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係わる部分についてのみ行うものとする。

第 4 節 業務の中止

1-4-1 業務の一時中止

1. 発注者は、契約約款第 19 条に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、業務の全部又は一部の履行について一時中止をさせることができる。
 - (1) 関連する他の業務（又は工事）の進捗が遅れたため業務の続行を不相当と認めた場合
 - (2) 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (3) 第三者、受注者、作業員及び監督員の安全のため必要があると認める場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部又は一部の履行について一時中止させることができる。

第 5 節 業務期間の変更方法

1-5-1 業務期間変更

1. 契約約款第 15 条、第 17 条第 5 項、第 18 条、第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 22 条第 1 項に基づく業務期間の変更について、契約変更前に当該変更が業務期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約約款第 17 条第 5 項及び第 18 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において業務期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ協議開始の日までに業務期間の変更に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約約款第 19 条に基づき業務の全部もしくは一部の履行が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において業務期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに業務期間の変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約約款第 21 条に基づき業務期間の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において業務期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに業務期間変更の協議書を監督員に提出するものとする。

5. 受注者は、契約約款第 22 条第 1 項に基づき業務期間の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議において業務期間変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに業務期間の変更に関して監督員と協議しなければならない。

第 6 節 確認及び検査

1-6-1 監督員による確認及び立会等

1. 受注者は、仕様書又はあらかじめ監督員が指示した履行段階においては、監督員による確認及び立会等を受けなければならない。
2. 受注者は、設計図書に従って、業務の履行についての監督員の立会にあたっては、あらかじめ別に定める立会願を監督員に提出しなければならない。
3. 発注者又は監督員による確認及び立会等の項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督員による確認及び立会等の実施について通知があった場合には、受注者は、確認及び立会等を受けなければならない。
4. 監督員は、業務が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするため、必要に応じ履行現場に立ち入り、立会又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに正当な理由なしに、拒否することはできない。
5. 受注者は、事前に監督員による確認及び立会等に係わる報告（種別、細別、予定時期等）を行わなければならない。
6. 確認は、受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し、検査時に提出しなければならない。
7. 受注者は監督員に、完全不可視になる部分の確認ができるよう十分な機会提供をするものとする。
8. 監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
9. 監督員による確認及び立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

1-6-2 検査

1. 受注者は、契約約款第 30 条に基づき、完了通知書を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、完了通知書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての業務が完了していること。なお、追加、変更指示の手続きは契約約款第 18 条による。

- (2) 設計図書により義務付けられた業務履行写真，業務関係図書及び点検・整備業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (3) 契約変更を行う必要が生じた業務においては，最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3. 発注者は，検査に先立って，受注者に対して検査日を通知するものとする。
 - 4. 検査員は，監督員及び受注者の臨場のうえ，業務を対象として契約図書と対比し，履行状況について，書類，記録及び写真等を参考にして検査を行うものとする。
 - 5. 検査員は，修補の必要があると認めた場合には，受注者に対して，期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
 - 6. 受注者は，当該検査については，1-6-1 監督員による確認及び立会等 第 8 項の規定を準用する。

第 7 節 保険等

1-7-1 保険の付保及び事故の補償

- 1. 受注者は，雇用保険法，労働者災害補償保険法，健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により，雇用者等の雇用形態に応じ，雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2. 受注者は，雇用者等の業務に関して生じた負傷，疾病，死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3. 受注者は，建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し，その掛金収納書（発注者用）を委託契約締結後，原則 1 か月以内に発注者に提出しなければならない。

第 2 章 機器及び材料

業務に使用する機器及び材料は、**設計図書**に品質、規格を明示した場合を除き、「機械工事共通仕様書（案）国土交通省」に準ずるものとする。

第3章 共通履行

業務は、機械設備（又は施設）の目的、使用条件を考慮して十分機能を発揮できるように安全確実に履行するものとし「機械工事共通仕様書（案）国道交通省」に準ずるほか、次によるものとする。

第1節 点検

3-1-1 目的

点検の目的は、機械設備（又は施設）の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な**整備**・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

3-1-2 点検方法

点検方法は、**設計図書**又は**監督員の指示**によるものとし点検方法、測定箇所等を記入した点検要領を点検・整備業務計画書にて**監督員に提出**するものとする。

3-1-3 点検作業

受注者は、点検作業については次によるものとする。

1. 機械設備（又は施設）の**点検**においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検履行に必要な設備特性を考慮のうえ、履行しなければならない。
2. 点検実施者は、当該機械設備（又は施設）の機能、構造等に精通し、かつ**点検**に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
3. **点検**にあたっては、事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行を行わなければならない。
4. **点検**においては外観等の状態を確認する箇所は十分な清掃を実施しなければならない。
5. **点検**において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
6. **点検**は、各々の点検項目に基づき、項目毎に異常の有無を確認するものとする。
7. 計測を伴う**点検**については、点検結果を時系列に整理し管理基準値と比較することで傾向管理を行うものとする。
8. 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに**監督員に報告**するものとする。

9. **点検**にあたっては、当該機械設備（又は施設）の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善対策が必要と思われる場合は、点検・整備業務報告書にて**監督員**に**報告**するものとする。
10. **点検**にあたっては、当該機械設備（又は施設）の予備品の数量及び状態の確認を行うものとする。また、設備機能に致命的な影響を与える機器については保守部品等の供給体制及びメーカーサポート期間の確認を行うものとする。
11. **点検**に必要な仮設資材及び機械器具を、**設計図書**に示される条件に基づき、**受注者**の責任と費用負担により準備しなければならない。

3-1-4 点検記録の作成

1. **受注者**は、1-2-4 点検・整備業務報告書 第1項第3号に定める点検記録の作成にあたっては、点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。
2. **受注者**は、**点検**の結果、1-2-4 点検・整備業務報告書 第1項第4号に定める不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因、処置方法もしくは改善方法を取りまとめ、写真等現場状況を確認出来る資料を添付のうえ、報告書を作成しなければならない。
 なお、高度な技術を必要とする補修方法の提案については対象外とする。
 ただし、仕様書等に作業指示がある場合はこの限りでない。

3-1-5 計測器具等

1. **点検**に要するスケール、温度計、湿度計、振動計、テスター、メガー等の計測機器及び分解調整用の工具類は**受注者**の責任と費用負担で準備しなければならない。
 ただし、備えつけの特殊工具については、**監督員**の**承諾**を得て使用できるものとする。
2. 計測器具の使用にあたっては、トレーサビリティ、有効期間等を事前に確認できる様、資料を**提出**するものとする。

第2節 管理運転点検・目視点検・月点検

3-2-1 一般事項

管理運転点検・目視点検・月点検は、機械設備（又は施設）の信頼性確保と機能の保全を目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握ならびに各部の機能確認等に主眼をおき実施するものとする。

なお、揚排水ポンプ設備については、管理運転点検を原則とする。また、**受注者**は、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 水密部の劣化、損傷及び異常漏水。
- (2) 各機器、配管、タンク等からの油や水、エアーの漏れ
- (3) 各部のボルト・ナット類のゆるみ、脱落の有無。
- (4) 各部の外観異常の有無及び清掃状態。

- (5) 操作盤内の乾燥状態、汚損、破損及び経年劣化等による機器の過熱等の異常の有無。
- (6) 各部の塗装の劣化及び錆の発生と進行状況。
- (7) 管理運転時の各部の異常振動、異常音、過熱の有無。
- (8) 冷却水、潤滑水、潤滑油、作動油等の量・劣化・圧力の確認。
- (9) 可動部分や流入水路、排水路、配管等への塵芥、土砂など障害物の堆積の有無。
- (10) 吊り金具類のゆるみ、アンカー周辺部の亀裂、コンクリートの剥離の有無等。

3-2-2 管理運転点検

管理運転点検は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状況確認、動作確認を行うもので、設備各部の異常の有無や、障害発生状況の把握ならびに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。

あわせて、非常時の動作確認として、予備動力系による運転動作及びインターロック等の保護機能が正常に動作するか確認を行う。

3-2-3 目視点検

目視点検は、設備各部の異常の有無や、障害発生状況ならびに各部の機能確認のため、設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。

目視点検は、管理運転点検ができない場合に実施するものとする。

3-2-4 月点検

月点検は、設備各部の異常の有無や、障害発生状況ならびに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行い、その後、設備毎に動作確認を行うものである。

あわせて、非常時の動作確認として、予備動力系による運転動作及びインターロック等の保護機能が正常に動作するか確認を行う。

3-2-5 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書によるものとする。

第3節 年点検

3-3-1 一般事項

年点検は、機械設備（又は施設）の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、聴覚、臭覚、触診、打診等及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。また、受注者は、3-2-1 一般事項に加え、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 操作盤の各種計器類、リレー、プログラマブルロジックコントローラ（以下、「PLC」という。）等の指示・作動・通信状況及び各機器異常の有無。
- (2) 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認。
- (3) 各部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無。
- (4) 各種計測値の傾向管理。

3-3-2 点検項目

点検項目は設計図書によるものとする。

第4節 運転時点検

3-4-1 一般事項

運転時点検は、機械設備（又は施設）の機能及び安全確認のため、当該設備の機能・目的・設置環境に対応した方法で、運転・操作開始時の障害の有無、運転・操作中及び終了時の異常の有無や変化等の状況確認を実施することを標準とする。

3-4-2 点検項目

点検項目は、設計図書によるものとする。

第5節 臨時点検

3-5-1 一般事項

臨時点検は、地震、落雷、設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備（又は施設）の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、3-2-1 一般事項 又は 3-3-1 一般事項 の項に準じて行うものとする。

3-5-2 点検項目

点検項目は、設計図書によるものとする。

第6節 整備

3-6-1 目的

整備の目的は、機械設備（又は施設）の故障、損傷、疲労、劣化等への対応あるいはこれらの予防のため、定期的又は点検結果に基づき、設備の機能維持、機能保全及び機能回復のための、清掃、調整、給油、部品交換、修理等を行うものである。

3-6-2 整備方法

整備方法は、設計図書又は監督員の指示によるものとし、整備方法、整備箇所等を記入した整備要領書を点検・整備業務計画書にて監督員に提出するものとする。

3-6-3 整備作業

受注者は、整備作業については次によるものとする。

1. 機械設備（又は施設）の整備においては、各設備全体を目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、整備履行に必要な設備特性を事前に考慮のうえ、履行にあたらなければならない。
2. 整備実施者は、当該機械設備（又は施設）の機能、構造等に精通し、かつ整備に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
3. 整備の履行にあたっては、設備特性を十分理解し、適切に行うこと。事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行しなければならない。
4. 整備において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
5. 整備中、新たに整備を必要とする箇所が発見された場合は、速やかに監督員に報告するものとする。
6. 整備に必要な仮設資材及び機械器具は、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。
7. 受注者は、整備終了後、設備が確実に機能を回復していることを試運転等を行うことによって確認しなければならない。

ただし、現場状況等により確認作業を実施できない場合は、監督員と協議するものとする。

3-6-4 整備記録の作成

1-2-4 点検・整備業務報告書 第1項第3号に定める整備記録の作成にあたっては、下記によるものとする。

1. 受注者は、整備について整備記録を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、整備記録には整備箇所の写真、図面等を添付するものとする。

3. 受注者は整備を実施した場合は、整備箇所及び整備内容について、その後の整備に参考となる事項を適切に記録するものとする。

第 7 節 定期整備

3-7-1 一般事項

定期整備は、一定期間毎に行う分解点検や部品交換で、設備・機器の機能維持を目的としたものである。

3-7-2 整備内容

整備内容は、設計図書によるものとする。

第 8 節 保全整備

3-8-1 一般事項

保全整備は、設備が所定の機能を発揮するために、定期的又は点検結果等に基づき実施する、清掃、調整、給油、部品交換、修理等の作業をいう。

3-8-2 整備内容

整備内容は、設計図書によるものとする。

第 4 章 揚排水ポンプ設備

第 1 節 通則

4-1-1 適用

この章は、揚排水ポンプ設備，コラム形水中ポンプ設備とその付属設備並びに付属施設に適用する。

4-1-2 一般事項

揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては，設計図書によるほか，1-1-17 諸法令等の遵守に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）（国土交通省）
- (2) 救急排水ポンプ設備点検・整備指針（案）（国土交通省）
- (3) 揚排水機場設備点検・整備実務要覧（案）（国土交通省）
- (4) 河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（国土交通省）

4-1-3 点検要領

点検要領は，設計図書によるものとするが，特に，下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては，天候，周辺の用水の使用状況，潮の干満等を調査し点検時期を決定するものとする。
2. 吸水槽の点検にあたっては，土砂の堆積状況を可能な限り具体的に状況把握するものとする。
3. 主ポンプ設備においては，下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 主ポンプ主軸においては，軸芯の狂い，運転中の軸受等の異常振動，温度の計測及び異常音の有無の確認を行い，良好な運転が行われているかを確認する。
 - (2) 各潤滑油においては，油量が適切であるか，漏油の有無等の確認を行うとともに，使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - (3) グランドパッキンは，異常過熱の有無と水の漏れ量が適量であるか確認を行うものとする。
 - (4) 計器類は，破損，汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
 - (5) 吐出弁においては，腐食，グランド部漏水の確認を行うとともに，運転中の異常振動，異常音の有無及び異常な発熱がないことの確認を行い，良好な運転が行われているかを確認する。
4. 主ポンプ駆動設備においては，下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 潤滑油については，オイルパン内の潤滑油量，水分，沈殿物の有無を確認するものとする。

- (2) 潤滑油ポンプ，初期潤滑油ポンプについては，配管等からの漏油の有無，ポンプ本体の発熱，異常振動及び異常音について確認を行うものとする。
 - (3) 給気取入口及び排気口の閉塞の有無，排気ダクト及び断熱被覆等の破損，亀裂の有無を確認するものとする。
 - (4) 運転状況は，異常振動，発熱，駆動音等について確認し，ガスタービンエンジンについては，他に始動及び停止時間，排気温度，回転数等について確認を行い，円滑な運転がなされているかを点検するものとする。
 - (5) ディーゼルエンジンについては，燃料噴射ポンプの噴射圧力，噴霧状態，弁座の油密状態を確認するものとする。
 - (6) ディーゼルエンジンのシリンダヘッドは，給・排気弁の弁頂部すきま調整を行うものとする。
 - (7) ディーゼルエンジンの始動時に際して，始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は，排気管内に未燃焼ガスの滞留が考えられるので，再始動を行う際は安易に再始動せず，十分な対策を講じた後に実施するものとする。また，ガスタービンエンジンにおいても始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は，状況確認及び対策を講じた後に実施するものとする。
 - (8) 減速機において点検窓が備えられている場合は歯面の損傷等の確認を点検窓より行うとともに，運転中の異常振動，温度の計測及び異常音の有無の確認を行い，良好な運転が行われているかを確認する。
 - (9) 各潤滑油においては，油量が適量であるか，漏油の有無等の確認を行うとともに，使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - (10) 計器類は，破損，汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
5. 系統機器設備については，下記の点に留意して点検を行うものとする。
- (1) 真空ポンプについては，運転中の異常振動，軸受温度，グランド部の漏れ量，満水時間等を確認するものとする。
 - (2) 空気圧縮機については，冷却水量，V ベルトたわみ量，異常振動，吐出圧力，充填時間等の確認を行うものとする。
 - (3) 始動空気槽については，空気槽，配管からの漏れ，タンク圧力，弁の作動確認を行うものとする。また，ドレン抜きを励行するものとする。
 - (4) 燃料貯油槽については，タンク内の水分の混入及びスラッジの堆積の有無も確認し必要に応じて，除去するものとする。また，燃料系配管，小出槽，機付きタンク等各部の漏油の有無についても確認するものとする。
 - (5) 冷却系統については運転中の異常振動，温度の計測及び異常音の有無，冷却水の漏れ，バルブ状況の確認等を行い，良好な運転が行われているか確認するものとする。
6. 除塵設備については，運転中の軸受等の異常振動，温度の計測及び異常音の有無の確認を行い，良好な運転が行われているか確認するものとする。

7. 監視操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。併せて、連動、手動、自動操作が正常に動作することも確認するものとする。また、PLC については、電源電圧、入力信号、出力信号の確認、伝送装置については、電源電圧、信号レベル、接続部の確認を確実に行うものとする。
8. 機器の分解等を行う場合は、ポンプ排水運転の機能確保の対策を行ったうえで実施し、急な出水にも対応可能としなければならない。
9. 点検時に、操作の保護（インターロック）を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時は、所定の状態への復旧を行うものとする。
10. 管理運転は、負荷状態で行うことを基本とする。

なお、現場条件により無負荷運転を行う場合は、クラッチの脱着やカップリングの確実な離脱を行う必要から、管理運転方法の詳細については、**監督員**と**協議**し決定するものとする。

管理運転にあたっては、内水位や放流水の影響を考慮のうえ、関係各機関と調整を行い実施するものとし、実施時は周囲の監視を行うものとする。また、管理運転等による設備の騒音発生が周辺住民へ及ぼす影響も考慮のうえ、実施するものとする。
11. エンジン運転時は、給気取入口及び排気口部の目詰まりを確実に**点検**するものとする。

なお、寒冷時及び始動失敗時には未着火による未燃焼ガスの滞留に留意するものとする。
12. 水中軸受への給脂は、潤滑部が十分に休止された状態で実施するものとする。
13. 吸水槽の**点検**にあたっては、転落、転倒事故が起きないよう安全対策を確実に講じたうえで実施するものとする。
14. 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの**点検・整備**にあたっては、第4項 によるものとする。

第 5 章 トンネル換気設備・非常用施設

第 1 節 通則

5-1-1 適用

この章は、道路トンネルの自動車排気ガス換気用の送風機、排風機及びジェットファン等の換気設備並びに消火栓装置等の非常用施設に適用する。

5-1-2 一般事項

トンネル換気設備・非常用施設の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-17 諸法令等の遵守に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）（国土交通省）

5-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 点検作業に当たっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
2. トンネル内の点検については、一酸化炭素濃度等、周辺環境に注意して行うものとする。運転停止の操作を行う際は、トンネル内の VI 値及び CO 値が良好な状態であることを確認のうえ行うものとする。
3. 点検作業中は照明設備を適切に配置するとともに、一般交通の支障とならないよう注意しなければならない。
4. トンネル換気設備については、下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 送風機及び排風機の点検においては、異常振動、異常音、軸受温度等に留意し運転状態における異常の有無を判断するものとする。また、内部点検においては、羽根車の損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。
- (2) ジェットファンの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、運転状態における異常の有無を判断するとともに、ジェットファン本体と走行車両との衝突等による損傷がないか十分に観察するものとする。

なお、ジェットファンの操作は現場との連絡体制により安全に実施するものとする。また、ジェットファン吊り金具のゆるみ及びアンカー部付近のコンクリートに亀裂割れ等が無いかなど十分な確認を行うものとする。

併せて、VI 計及び CO 計など制御に係る各種計測機器の指示値が正常であることを確認するものとする。

5. トンネル非常用施設については、下記の点に留意して行うものとする。
- (1) 消火ポンプの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、吸水管、フート弁、ボールタップ等のフロートの機能を十分に確認するものとする。
 - (2) 消火栓の点検にあたっては、各部の清掃を行い、内部機器が正常に機能していることを確認するものとする。また、消火器については、外観に腐食、損傷等がないか、使用期限が過ぎてないか確認を行うものとする。
 - (3) 配管漏水点検のため、仕切弁を開閉した後は、所定の状態への復旧を確認するものとする。
 - (4) 管理運転時に、放水確認を行う場合は、一般交通に影響を与えない方法とし、歩行者、通行車両の通行の妨げとならぬよう事前に監督員と協議を行うものとする。その他の作業についても周囲への監視と安全を図るものとする。
6. 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、4-1-3 点検要領によるものとする。
7. 警報、通報に伴う機器の操作は、事前に監督員との協議を行うものとする。操作時には必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
8. 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 6 章 消融雪設備

第 1 節 通則

6-1-1 適用

この章は、道路管理施設としての消融雪設備（消雪設備・融雪設備）に適用する。

6-1-2 一般事項

消融雪設備（消雪設備・融雪設備）の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-17 諸法令等の遵守 に規定する関係諸法令、基準・要領等に準拠するものとする。

6-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 点検作業に当たっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
2. 配管漏水点検のため、仕切弁を開閉した後は、所定の状態への復旧を確認するものとする。
3. 点検箇所に応じて、酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を講ずるものとする。
4. 消雪設備については、下記の点に留意して行うものとする。
 - (1) 配管設備の点検にあたっては、流末部の排水処理が十分であるか、確認を行うものとする。
 - (2) 送水管、散水管の中に堆積している土砂を完全に除去しノズル内の異物を取り除くとともに、散水高、散水距離を調整するものとする。
なお、送水管や散水管内の清掃はドレーン（排砂装置）を開放し、清掃を行うものとする。
 - (3) 地下構造のポンプ室の点検にあたっては、雨水や泥土が溜まっている場合は除去するものとする。
 - (4) 井戸の点検にあたっては、監督員と協議の上、水位・揚水量・還元量・水質・水温の測定及び井戸内点検（ケーシング管等）を行うものとする。
 - (5) 送水ポンプ、揚水ポンプ等については運転中の異常振動、軸受温度を確認するものとする。
 - (6) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

5. 融雪設備については、下記の点に留意して行うものとする。
- (1) 熱交換器の点検にあたっては、センサー、圧力スイッチ、安全弁等が正常であるかを確認するものとする。
 - (2) 埋設管の点検にあたっては、漏水の確認を行うものとする。
 - (3) 井戸の点検にあたっては、監督員と協議の上、水位・揚水量・還元量・水質・水温の測定及び井戸内点検（ケーシング管等）を行うものとする。
 - (4) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
6. 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、4-1-3 点検要領によるものとする。

第 7 章 道路排水設備

第 1 節 通則

7-1-1 適用

この章は、道路管理施設としての道路排水設備に適用する。

7-1-2 一般事項

道路排水設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-17 諸法令等の遵守に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路排水設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）

7-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
2. 点検完了後は、操作切替ボタンが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
3. ポンプ槽及び沈砂池の点検にあたっては、堆砂状況を確認のうえ、必要であれば排砂を行うものとする。
4. ポンプ槽の点検にあたっては、転落、転倒事故が起きないように安全対策を確実に実施するものとする。
5. 水位検出器が確実に作動するか、確認するものとする。
6. ポンプ本体は必要に応じ引き上げ、インペラの腐食及び摩耗状況等を確認するものとする。また、運転中の異常振動又は異常音の有無についても確認すること。
7. 配管、弁類については、漏水、腐食等の確認を行うものとする。
8. 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督員との協議を行うものとする。操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
9. 点検時に酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を事前に講ずるものとする。
10. 管理運転にあたっては、周辺の状況を十分に把握したうえで行うものとする。
11. 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、4-1-3 点検要領によるものとする。
12. 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 8 章 共同溝付帯設備

第 1 節 通則

8-1-1 適用

この章は、共同溝付帯設備としての排水、換気、操作制御設備、給水設備に適用する。

8-1-2 一般事項

共同溝付帯設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-17 諸法令等の遵守に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 共同溝付帯設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）

8-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
2. 点検時に酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を事前に講ずるものとする。
3. 点検完了後は、操作切替ボタンが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
4. ポンプ槽の点検にあたっては、堆砂状況を確認のうえ必要であれば排砂を行うものとする。
また、転落、転倒などの事故が発生しないよう安全対策を確実に講じるものとする。
5. 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に関係機関との協議を行い連絡を密にするものとする。
6. 洞道内で火気の使用は厳禁とする。
7. 水位検出器が確実に作動するか、確認するものとする。
8. ポンプ本体は必要に応じて引き上げ、本体の状態、インペラの腐食及び摩耗状況等を確認するものとする。また、運転中の異常振動又は異常音の有無についても確認すること。
9. 管理運転にあたっては、周辺の状況を十分に把握したうえで行うものとする。
10. 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、4-1-3 点検要領によるものとする。
11. 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 9 章 遠方監視操作制御設備

第 1 節 通則

9-1-1 適用

この章は、機械設備の制御施設としての遠方監視操作制御設備に適用する。

9-1-2 一般事項

遠方監視操作制御設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-17 諸法令等の遵守に規定する関係諸法令、基準・要領等に準拠するものとする。

9-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に下記の点に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
2. 遠方監視操作制御設備に関連する機械設備の状況を考慮し、作業を実施するものとする。
3. 遠方監視操作制御設備と関連する機械設備の取合いについては、遠方側と機側側との入出力信号データの整合を行いデータが遅滞なく伝送されることを確認するものとする。
4. 点検において、構成機器の内外部の発錆、汚損状況を確認するとともに、監視制御装置本体、表示装置、PLC 及び電源ユニット等の動作不良、性能低下、過熱、異音等の異常が生じていないかを確認するものとする。
5. 監視制御装置が、適切な室内環境に設置されているかを確認するものとし、室内温度、湿度等の測定を行うものとする。
6. 電源ケーブル、伝送用ケーブル及び接続部に劣化が生じていないかを確認するものとする。
7. データ管理機能については、監視及び制御データが正常に記録管理されていることを確認するものとする。